

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2023年11月1日

## 財形株投

財形株投（一般財形50）  
財形株投（一般財形30）  
財形株投（年金・住宅財形30）

追加型投信／国内／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

## 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

〈照会先〉野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

## 三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	国内	資産複合	その他資産 <sup>(注)</sup>	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年9月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：53兆8399億円（2023年8月31日現在）

この目論見書により行なう財形株投の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月27日に関東財務局長に提出しており、2023年4月28日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

内外の公社債およびわが国の株式を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「財形公社債マザーファンド」、「財形株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、公社債、株式等に直接投資する場合があります。

### 投資方針

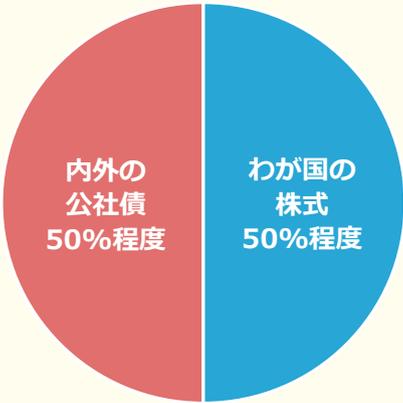
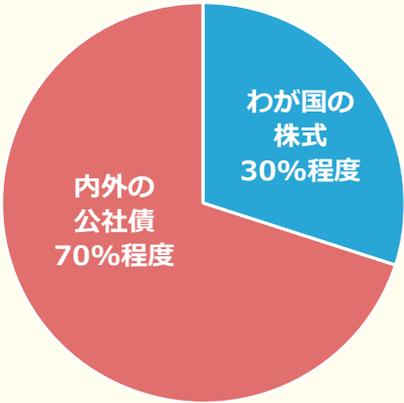
財形株投は、財形貯蓄制度（財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）をご利用いただける、給与天引き方式による自動けいぞく投資専用の3本のファンドから構成されています。

財形貯蓄制度とは、「勤労者財産形成促進法」に基づいて行なわれる勤労者を対象とした貯蓄です。この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（「財形貯蓄」といいます。）、勤労者財産形成住宅貯蓄（「財形住宅貯蓄」といいます。）および勤労者財産形成年金貯蓄（「財形年金貯蓄」といいます。）の制度（「財形貯蓄制度」といいます。）が設けられています。



# ファンドの目的・特色

- 一般財形を利用する場合には、投資者の選択により、「一般財形50」または「一般財形30」を、財形年金、財形住宅を利用する場合には、非課税の特典がある「年金・住宅財形30」を選べます。

一般財形50	一般財形30	年金・住宅財形30
◆ 内外の公社債へ実質的に投資することにより安定した収益の確保を図り、わが国の株式へ実質的に投資することにより信託財産の成長をめざします。		
◆ 株式への実質的な投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。	◆ 株式への実質的な投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。	
<p style="text-align: center;">&lt;一般財形50&gt;</p>  <p style="text-align: center;">内外の 公社債 50%程度</p> <p style="text-align: center;">わが国の 株式 50%程度</p>	<p style="text-align: center;">&lt;一般財形30/年金・住宅財形30&gt;</p>  <p style="text-align: center;">内外の 公社債 70%程度</p> <p style="text-align: center;">わが国の 株式 30%程度</p>	

## ■ マザーファンドの概要 ■

### ◆ 財形公社債マザーファンド

- ・ 内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として安定運用を行ないます。

### ◆ 財形株式マザーファンド

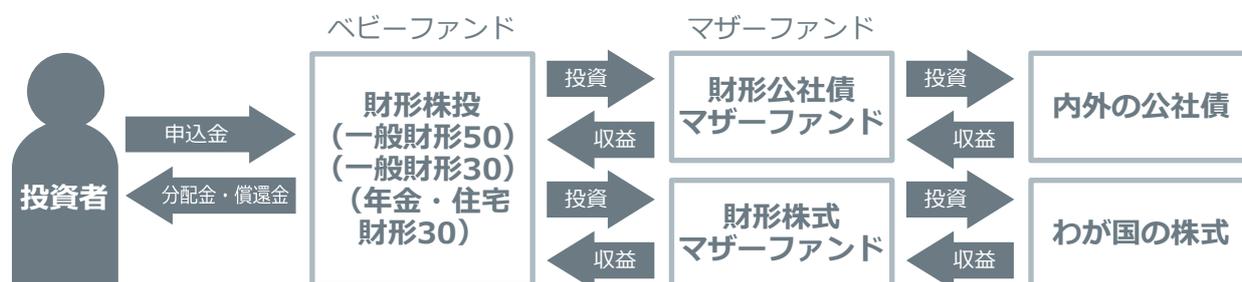
- ・ わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に運用を行ないます。
- ・ わが国の株式を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## 主な投資制限

	株式への 実質投資割合	外貨建資産への 実質投資割合	デリバティブの利用
一般財形50	信託財産の純資産総額の 50%以内とします。	信託財産の純資産総額の 30%以内とします。	ヘッジ目的に限定します。
一般財形30	信託財産の純資産総額の 30%以内とします。		
年金・住宅財形30			

## 分配の方針

原則、毎年2月1日に分配を行ないます。

(ただし、1日もしくは2日のいずれかが休業日のときは、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。)

分配金額は、委託会社が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に安定的に行ないます。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資対象とする「財形株式マザーファンド」において、当該マザーファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、マザーファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



# 投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

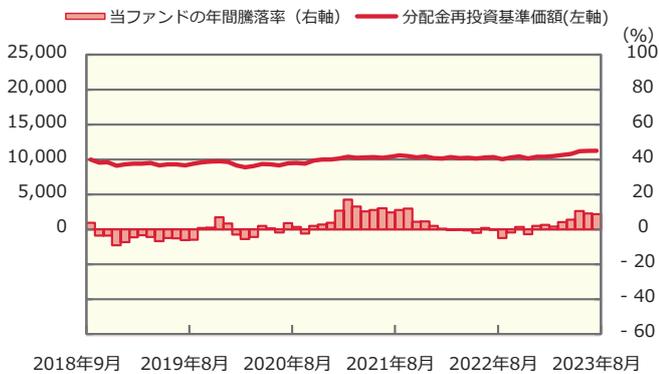


# 投資リスク

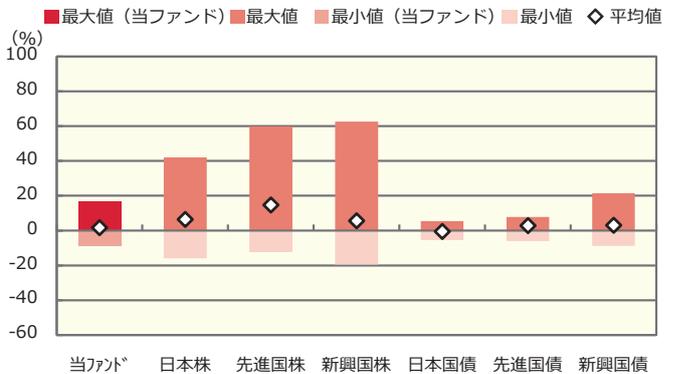
## ■ リスクの定量的比較 (2018年9月末～2023年8月末：月次)

### ■ 一般財形50

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 9.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	1.6	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

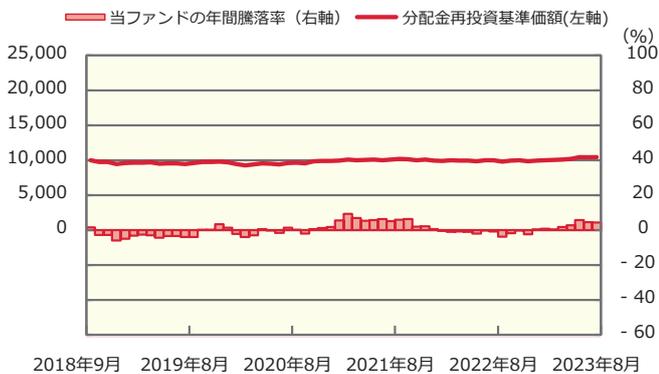
\* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

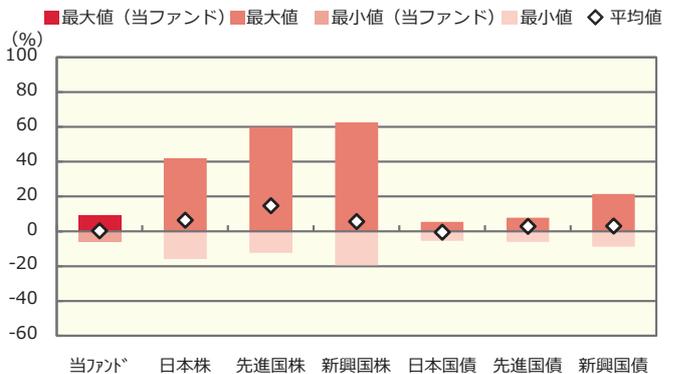
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■ 一般財形30

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	0.3	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

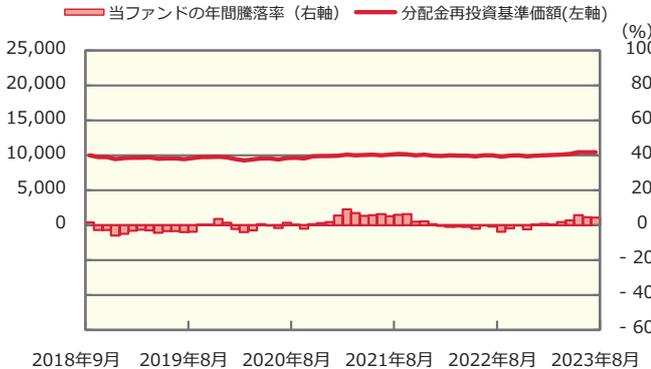
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



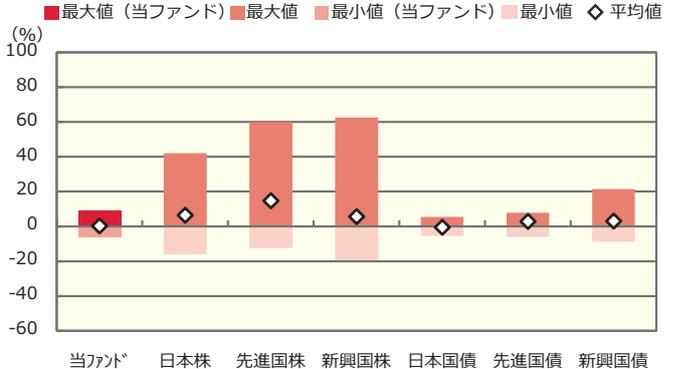
# 投資リスク

## 年金・住宅財形30

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	0.3	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。  
 \* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。  
 \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
  - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持っており、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると思われる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

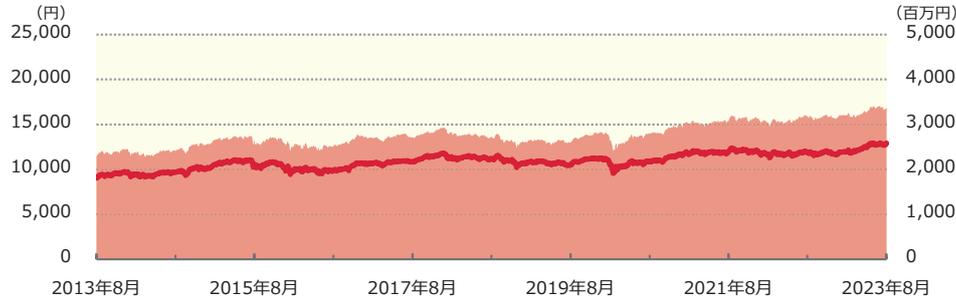


# 運用実績 (2023年8月31日現在)

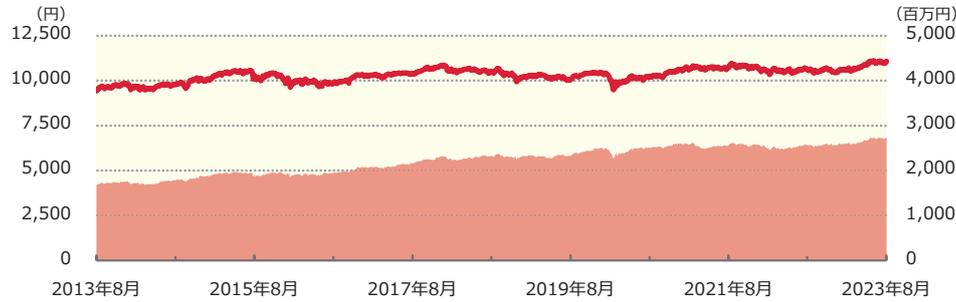
## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

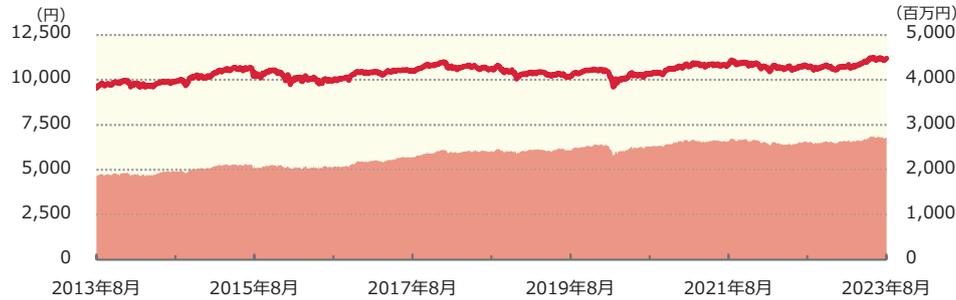
### ■ 一般財形50



### ■ 一般財形30



### ■ 年金・住宅財形30



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### ■ 一般財形50

2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
2020年2月	5 円
2019年2月	5 円
設定来累計	140 円

### ■ 一般財形30

2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
2020年2月	5 円
2019年2月	5 円
設定来累計	140 円

### ■ 年金・住宅財形30

2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
2020年2月	5 円
2019年2月	5 円
設定来累計	140 円



# 運用実績 (2023年8月31日現在)

## ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)		
	一般財形50	一般財形30	年金・住宅財形30
財形公社債マザーファンド	49.3	69.4	69.4
財形株式マザーファンド	49.9	29.9	29.9

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「財形公社債マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)		
			一般財形50	一般財形30	年金・住宅財形30
1	国庫債券 利付 (2年) 第448回	国債証券	4.3	6.1	6.1
2	国庫債券 利付 (2年) 第443回	国債証券	2.5	3.6	3.6
3	国庫債券 利付 (10年) 第368回	国債証券	2.4	3.3	3.3
4	国庫債券 利付 (2年) 第434回	国債証券	2.3	3.2	3.2
5	国庫債券 利付 (10年) 第367回	国債証券	2.1	3.0	3.0
6	国庫債券 利付 (2年) 第436回	国債証券	1.9	2.7	2.7
7	国庫債券 利付 (5年) 第148回	国債証券	1.8	2.5	2.5
8	住宅金融支援機構債券 財投機関債第309回	特殊債券	1.8	2.5	2.5
9	国庫債券 利付 (10年) 第365回	国債証券	1.7	2.4	2.4
10	国庫債券 利付 (2年) 第437回	国債証券	1.7	2.4	2.4

・「財形株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

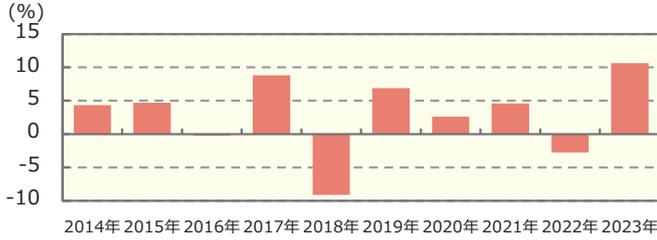
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)		
			一般財形50	一般財形30	年金・住宅財形30
1	トヨタ自動車	輸送用機器	2.0	1.2	1.2
2	ソニーグループ	電気機器	1.3	0.8	0.8
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1	0.6	0.6
4	キーエンス	電気機器	0.9	0.5	0.5
5	日本電信電話	情報・通信業	0.8	0.5	0.5
6	日立製作所	電気機器	0.7	0.4	0.4
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.7	0.4	0.4
8	三菱商事	卸売業	0.7	0.4	0.4
9	東京エレクトロン	電気機器	0.7	0.4	0.4
10	三井物産	卸売業	0.6	0.4	0.4



# 運用実績 (2023年8月31日現在)

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

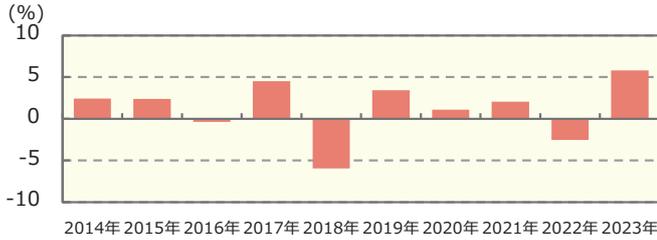
### ■ 一般財形50



### ■ 一般財形30



### ■ 年金・住宅財形30



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1000円以上1000円単位（当初元本1口＝1円）	
購入価額	購入申込日の基準価額 ※財形貯蓄に関する契約（「購入申込方法」をご覧ください。）で定める日（毎月10日と20日と月末を締切日とし、各締切日から起算して5営業日目）が購入申込日となります。（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）	
購入代金	勤務先の会社・団体を通じた給与天引きにより購入代金をお支払いいただきます。	
購入申込方法	一般財形50 一般財形30	勤労者財産形成貯蓄約款
	年金・住宅財形30	勤労者財産形成年金貯蓄約款 もしくは 勤労者財産形成住宅貯蓄約款
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換金単位	1口単位または1円単位	
換金価額	換金申込日の基準価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	—	
購入の申込期間	2023年4月28日から2024年4月25日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	—	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	無期限（1994年2月4日設定）	
繰上償還	各ファンドにつき、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年2月1日（1日もしくは2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日。）	
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）	
信託金の限度額	各ファンドにつき、5000億円	
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。	
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。「一般財形50」は配当控除の適用が可能です。なお、「一般財形30」、「年金・住宅財形30」は配当控除の適用はありません。 *上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	ありません										
信託財産留保額	ありません										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.617% (税抜年1.47%) 以内 (2023年10月31日現在 年1.617% (税抜年1.47%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 (税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 年0.345%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 年1.075%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 年0.050%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記配分は、2023年10月31日現在の信託報酬率における配分です。</p>	信託報酬率		年1.617% (税抜年1.47%) 以内 (2023年10月31日現在 年1.617% (税抜年1.47%))	支払先の配分 (税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 年0.345%	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 年1.075%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 年0.050%
	信託報酬率		年1.617% (税抜年1.47%) 以内 (2023年10月31日現在 年1.617% (税抜年1.47%))								
	支払先の配分 (税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 年0.345%								
		販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 年1.075%								
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 年0.050%									
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・ 外貨建資産の保管等に要する費用</li> <li>・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・ ファンドに関する租税</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>										



## 手続・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ◆「年金・住宅財形30」で、財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」または「財形年金貯蓄」）をご利用の場合には、積立金と収益分配金の合計額が、申告された限度額（「財形住宅貯蓄」と「財形年金貯蓄」を合わせて最高550万円）内である場合には、期中分配金および解約益に関しては、所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取り以外の目的で払戻しされる場合には、災害による損害を受けた等の法令で定められた事由がある場合を除き、追徴課税される場合があります。

- \* 上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 追加的記載事項

- ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
財形株投（一般財形50）	一般財形50
財形株投（一般財形30）	一般財形30
財形株投（年金・住宅財形30）	年金・住宅財形30

なお、全てのファンドを総称して「財形株投」という場合があります。